

昭和二十七年二月一日

第三種郵便物認可  
郵便法第百四十五條第一項  
第一九七号

# 經濟論叢

第103卷 第1号

---

- 公共投資基準における潜在価格……………浅 沼 萬 里 1
- 資本金論の一批判(3)……………岡 部 利 良 21
- フォイエルバッハの宗教批判の構造……………山 辺 知 紀 36
- W. F. Willoughby の予算制度改革論……………横 田 茂 53
- 

昭和44年1月

京都大學經濟學會

## 資本金論の一批判(3)

——丹波教授の著書「資本金」についての疑義・異論——

岡 部 利 良

### VI

さらに教授の場合、以上にみた払込剰余金とともに資本剰余金とされている贈与剰余金（贈与資本剰余金）ならびに評価替剰余金（評価替資本剰余金）についてみても問題とすべき点は必ずしも少なくない。（なお以下教授の所論についてみる場合、単に贈与剰余金、評価替剰余金というのは、上のカッコ内のものからみるように、それぞれ教授のいう贈与資本剰余金、評価替資本剰余金を意味するものとして用いられる。）ただこれらの剰余金についても私自身の見解はすでに別の機会に明らかにしているので<sup>15)</sup>、ここではやはり、教授の見解についてとくに問題と思われるところの要点をとりあげ、そしてその検討を試みるという方法で以下の叙述を進めたいと思う。

#### (1) 贈与剰余金

1 まずこの贈与剰余金については、教授は贈与がこの当の贈与剰余金であるためには二つの要件が必要であるとし、そしてその一つとしているのは、それが「株主以外の者からの贈与」ということであり、それゆえまたこのことから明らかなように、教授の場合には「株主からの贈与」は贈与剰余金には含まれないものとされているが（なおこの「株主からの贈与」は、教授の場合にはすでにふれたように払込剰余金とされている）（196頁）、しかしそれでは、この後者の「株

15) 贈与剰余金については、拙稿、贈与剰余金の利益性(1)(2)、「企業会計」昭和34年11月、12月；建設助成金はたして資本剰余金であるか—黒沢、山下両教授の所説の批判を中心として—、「会計」昭和39年8月；（前掲）資本と利益の区別の基準(4)、評価替剰余金については、同じく拙稿、貨幣価値変動期における固定資産再評価の問題性—物価指数による再評価差額論の批判を中心として—(1)—(3)、「会計」昭和29年4—6月；資本剰余金諸項目の再吟味、「企業会計」昭和35年8月；「その他の資本剰余金」に関する問題(3)、「税経通信」昭和39年6月、等参照。

主からの贈与」というのは、教授の場合具体的にはどのようなものをさしているのであるかといえ、じつはこの点まずけっして明瞭にされているとはいえない。

もっとも、いま上にいうような「株主からの贈与」として、教授は、たとえばいわゆる自己株式贈与益、会社の財政難のさい「株主から強制的に徴収する追出資」（なおこの追出資というのは、とくに株式の割引発行が行なわれている場合のもの〔119頁参照〕をさしているとみられる）、その他（「もし生ずるとして」として「株主からの私財提供」などをあげているが（196-197頁）、このうち自己株式贈与益は株主からの贈与である<sup>16)</sup>にしても（ちなみにこの自己株式贈与益は、株主からの贈与という点からみると、まず例外的なものとしてみられるものである）、「追出資」は、その本来の性質からいって、けっして贈与としてとらえるものではない。また「株主からの私財提供」なるものについては、教授は別にまた「株主としての資格での私財提供……（それは実際上生ずることは少ないと思われるが）」（209頁）ともいっているが、しかしそれにしても、このような「株主としての資格での私財提供」（傍点引用者）というようなものが、いったい、どのようなものとしてあるのであろうか。株主にして役員である者からの私財提供ということはもちろん容易に考えられるところであるが、このような場合のそれは、「株主としての資格」によるものではなく、役員という別個の立場にある者からの（それゆえ、株主からではなく、株主以外の者からの）ものとしてみるべきものである。またこのようにみると、教授のいう「株主からの贈与」というのは、上にあげた自己株式贈与益のごとき例外的なものを別とすれば、少なくとも一般には考えがたいものとみなければならぬ。またこのことはさらに反面からいえば、教授の場合に問題とされている「株主以外の者からの贈与」というのも、それがどのような範囲にわたるものとしてみられているのか（ちなみに、この点は当然また教授のいう贈与剰余金ことにその範囲と考えられているものにかかわることである）、必ずしも明確にされていないことを同時に示してい

16) なおこの点については、前掲拙稿、資本と利益の区別の基準(4)、80-81頁、参照。

ものともみななければならないであろう。

2 贈与が贈与剰余金であるためのいま一つの要件として教授があげているのは贈与者の意図が資本の提供という点にあるとしていることであり、そしてこの点については、まずつぎのような説明がなされている。

「株主以外の者からの贈与（債務免除益を含む）が贈与剰余金であるためには、贈与者の意図が、積極・消極を問わず、企業に対する資本提供であることが必要である。すなわち、積極的に、贈与資産を企業において恒久的に利用せしめるのが目的であるか、または消極的に、贈与が欠損填補により減少する資本の補填を目的とすることが要件である。いいかえれば、贈与が営業補助（経営補助）ないし経常的な利子・配当等の補給を目的としてなされる場合には、その贈与は収益または利益剰余金とみらるべきものである。（引用者注——ちなみに、この種のものは、以上において問題としてきた、資産の利用によるものでないでも教授自身利益としているものの一例をなすものである。）贈与の性質は、一応は(?)本来贈与者の意図により決定されるべきものであるから（なぜか?) 贈与を受入れた企業においても、まず贈与の意図が奈辺にあるかを適確に判断した上で、自主的に慎重に決定することが必要であり、直ちに、贈与の物件あるいは資産の用途のごとき外見によって贈与資本剰余金であるか否かを定めるべきではない。もし万一贈与者がその意図を明瞭に表明しないで資産等を贈与した場合であれば、企業がそれを資本の一部として維持しようとするか否かによって、あるいは贈与資本とし、あるいは然らざる特殊な勘定（仮勘定であることもあろう。——引用者注、この特殊な勘定というのは具体的にはどのような性質・内容のものであるか?) として処理するほかないであろう。」(198頁)

そして、これは、みられるように、贈与についてはこれを贈与者の意図ことにこの贈与者の意図がいわゆる資本の提供（あるいは資本の拠出）にあるか否かにより、資本あるいは利益とするわが国における通説的な見解と（こうしたいまここに述べているような点では少なくとも基本的には）同様のものであるといつてよいが、しかしかかる贈与に関する見解は、これまたけっしていうに足る根拠のあるものではなく、それゆえまたとうていとりうるものでないことは私自身やはりすでに（別の機会に）明らかにしてきたところである<sup>17)</sup>。しかし上のよ

うな教授の見解については、ここでなおさらに多少ともたち入ってみておかなければならない。

3 まず上に教授のいう資本の提供というのは、少なくとも一つには「贈与資産を企業において資本として恒久的に利用せしめる」(傍点引用者)ことを目的としている場合をさしているものであるが<sup>18)</sup>、それでは、いうところの贈与資産にして「企業において資本として恒久的に利用せしめる」(傍点引用者)というようなものが、そもそもどのようなものとしてあるのであるか。じつはまずこのことが問われなければならない。このことについては、教授は別にまた建設助成金に関し、さきにふれたように(前稿参照)、その「交付の真の目的がそれを永久的に資本として使用収益せしめることにあると認められ、会社がこれをかかるとして受入れる場合に、資本拠出があったものとして、その建設助成金は資本剰余金と考えられる。」(傍点引用者)ともいっているが、この場合においても、このような「永久的に資本として使用収益せしめること」をその「交付の真の目的」として与えられる建設助成金というようなものが現にはたして存在するか否かを、教授自身いったい確認しているのであるかどうか。この点やはりまず問いたださざるをえないところである。しかしいづれにしても、少なくともわが国の場合についていえば、当の建設助成金なるものは、けっして上に教授のいうようなものとして与えられているものではない。少なくとも一般的にみれば、それはこのように解すべきものとしてみるべきものである<sup>19)</sup>。

17) 前掲拙稿、贈与剰余金の利益性(2)、資本と利益の区別の基準(4)、建設助成金はたして資本剰余金であるか、等参照。

18) 上に「資本として」といわれている場合の資本というのは、前後の文意からみると、貸借対照表によってみた場合についていえば、貸方の資本(すなわち会計学上という資本)ではなく、借方の資産、したがって経済学上という資本を意味せしめられているものと解されるものであり、またこのことからいえば、他の論者たちにおいてもしばしばみられると同じように、教授の場合においても会計学上という資本と経済学上という資本との混同が行なわれているものとみなければならぬ。しかもこのことは、教授の場合においても資本と利益の区別という場合における資本(ひいては利益)の概念が明確を欠き、またそのために教授によって行なわれている当の資本と利益の区別がやはり多分に批判を免れないものとなっている重要な一因をなしているものとさえみられるものであり、それゆえまたかかる意味において、とくに注意されるべき点としてみられなければならないであろう。

なお、この注18に関しては、たとえば、前掲拙稿、資本と利益の区別の基準(1)、参照。

しかもこのような事実こそ、ここでは当然まず考えなければならないはずである。

また、ことに教授の場合、さらに別の叙述によれば、建設助成金は不採算企業に与えられるものとしながら、しかもなお資本として維持すべきものとしているのであるが(202-203頁)、しかし、建設助成金がかかる不採算企業に与えられるものとした場合、それを資本として維持することは、少なくとも一般にはけっして可能なことではない。むしろ、不採算企業を前提し、それに建設助成金与えられるものとするかぎり、それは必要に応じ(とくに配当などとして)企業外に流出せしめられるものであることはすでに当初から前提され予定されていることで(またこのことは、たとえ建設助成金のごときのものであっても、けっして恒久的に資本として利用せしめることを目的として与えられるものでないことを示すものである)、しかもこのような点こそ、むしろその特質をなすものとしてさえみるべきものといわなければならないであろう<sup>30)</sup>。

そしてこれらのことは、贈与剰余金(ことに建設助成金)の会計学上の性格(とくにその資本性・利益性のいかん)を問う場合、当然まず問題とされるべきであるにもかかわらず、一般におけると同じように、教授の場合にもこのことはやはりなんらなされてはいない。そしてこのような状態のもとに、贈与者の意図が「資本の提供」(あるいは「資本の拠出」)ということにあれば、ということをしつぱいは任意に前提することにより、贈与=贈与剰余金の資本性が主張されているのである。しかしこれでは、この場合のこのような教授の主張も、とりあげられるべき問題を十分解明したうえでなされているものとはどうい考えがたいものであり、またとくにこうした点からいえば、それが前述のような種々の問題を含むものとならざるをえないのも、あるいはむしろ当然の帰結とさえいわなければならないであろう<sup>31)</sup>。

4 さらに、前述の引用にみるような、「もし万一贈与者がその意図を明瞭

19) この点に関しては、たとえば、新井清光、贈与の会計学的性格と会計処理(3)、「早稲田商学」157号、昭和37年1月、とくに144頁、なおその他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、参照。

20) このような建設助成金に関する私の理解の仕方については、くわしくはなお、前掲拙稿、建設助成金はたして資本剰余金であるか、参照。

に表明しないで資産等を贈与した場合であれば、企業がそれを資本の一部として維持しようとするか否かによって、あるいは贈与資本とし、あるいは……うんぬん」(傍点引用者) というごとき教授の見解も明らかにいわれなきものとみななければならない。ことにこのように贈与者の意図が明示されていない場合の贈与資産を企業の一方的な判断のもとに処理するならば、この贈与資産に関して問題となる資本と利益の厳密な区別はとうてい行なわれがたく、その不合理は一見して明白である。またことに上のごとき贈与資産をこのように企業の一方的な判断のもとになされる処理にゆだねるならば、いったん企業において資本としたものをかりに分配するとすれば、企業はそれをもはや資本として維持することはしないことにしたのであるから、少なくともこの分配される部分は、教授の場合においてもおそらく利益としてとり扱われざるをえないことになるであろうが、そうするならば、昨日まで資本とされていたものが今日は一転して利益とされることになり、この間の不合理はますます深められることにさえないならざるをえないであろう。

またこれらのことは、前述の無償取得剰余金の場合にもやはりひとしく問題となるところである。たとえばこの種の剰余金である失権剰余金あるいは減資差益などで企業に残存せしめられたものは、当初はなるほど株主が資本として拠出したものであるにせよ、それを彼らが企業に残存せしめられるにあたり、彼ら自身がこの残存せしめられた部分に有していたと考えられる意図なるものももちろん明らかでない。少なくとも一般にはそれを確認することはできない。(しかしいづれにしても、いま上にいうような残存せしめられた部分は、すでにみたように実質的には一種の贈与とみるべきものである。)しかるに教授は、かかるその意図不明の株主(ことに過去の株主=非株主)が企業に残存せしめられた部分をも前述のようにあたかも当然のごとく資本としているのであるが、かりにそれが

21) なお教授は、工事負担金をも、通常みられると同じように、前述のごとき教授のいう建設助成金と同様のものとみなし、贈与剰余金をなすものとしているが(38頁、205頁)、この工事負担金なるものは、元來贈与とみるべきものではなく(前掲拙稿、資本剰余金諸項目の再吟味、60-62頁参照)、したがってこれをこのように贈与剰余金をなすものとするのは、(すでにいわば出発点から)明らかに問題のあるところとしてみななければならないであろう。

やはり（現存の株主に）分配されるとした場合、少なくともこの分配される部分は、上に述べたところからみるように、教授の場合にもやはりおそらく当然利益としてみられなければならないことになるであろう。しかしそうすると、この場合にも、（教授によっても）いったん資本としたものが逆に転じて利益としてとり扱われることにならざるをえないが、このことがやはり明らかに不合理であることは、一見して容易に知られるところである。

かくしてまた上にいうような点からみると、贈与者の意図不明の贈与財産についての前述のような教授の見解はこれまた多分に問題のあるもので、端的に言えば、むしろ明らかに誤りとしなければならないであろう。もともと贈与が資本たるか否かは、贈与者の意図とか企業（受贈者）の判断などになんらかかわりのあることではなく、この贈与そのものの性格から考えられるべきものである<sup>22)</sup>。ところが、教授の場合にも（他の多くの論者たちと異なることなく）このことが全く忘れられていることは、やはりまさに重大な欠陥をなすものとしてさえみられなければならないであろう。

5 教授は贈与剰余金（ことに建設助成金）に関し、なお別にまた「もし事業の解散の場合を考えると、それは株主にとって利益とみるべきものである…」(197頁)ともしているが<sup>23)</sup>、じつはこのことも、ここでさらに問題とされるべきものとしてみられなければならない。しかしそれにしても、どうしてこのようなことがいえるのであろうか。その論拠にあたるようなことは、別に説明されていないので、やはりなんら明らかでない。しかしいづれにしても企業の継続中は資本として存在していたものでありながら、その解散にさいし一転して利益となるというようなものがいったいあるのであろうか。このようなものは概念上およそ考えがたいことである。少なくとも本来からいえばこのようにみら

22) このような贈与に関する私の理解の仕方については、よりくわしくは、前掲拙稿、資本と利益の区別の基準(4)、参照。

23) なお、同様の主旨のことは若干の他の論者たちによっても主張されているところである。西山忠範「株式会社における資本と利益」、昭和36年、197頁；阪本安一、建設助成金・工事負担金の性格と持分会計、「税経通信」昭和37年4月；山下勝治、その他の資本剰余金性理解のために、「会計」昭和40年4月、等参照。



れなければならない。またこのようにみて誤りないかぎり、前述のような教授の見解は、これまた明らかにいわれなきもので、むしろ、当然拒否すべきものとしてさえみなければならないであろう。

6 教授がとっている贈与剰余金に関する見解についてここでいま一つとくにふれておく必要があるのは、すでに前述した個所で引用したところにみられるところであるが、教授が贈与剰余金について、それは「贈与者においてもともと持分権をもつ意思がないところから、株主持分(引用者注——これはもちろん現存株主の持分を意味するものとみるべきものであり、それゆえ以下このように解する)のうちに含められるのである。」としていることである。またこの場合とくに問題となるのは、このように「贈与者においてもともと持分権をもつ意思がない」ということならびにこのことから贈与剰余金は「〔現存株主の〕持分に含められるのである」ということは、さらにこれらのことにかかわるそのより具体的・実質的な意味・内容からみるときいかに解すべきかということである。ところが、こうした点についても、単に上のように述べられるにとどまっていた、それ以上にはやはりなんら立ち入ってばみられていないのである。

しかし、上の引用において教授のいっている「贈与者において……持分権をもつ意思がない」ということは、すでに問題としてきたところから容易に知られるように、いいかえれば当然彼らがこの持分権なるものを放棄することを意味し、またそれが「〔現存株主の〕持分に含められる」ことになるのは、かかる後者の株主が上の持分権を無償で取得することによるものにはかならない。それでは、彼ら(現存株主)がこのように持分権を無償で取得するというのは、さらにより立ち入ってみるなら、そもそもどのようなことを意味するものであるのか。ことにこのように現存株主が持分権を無償で取得した場合、それにかかわる前述のような過去の株主=非株主が企業に残存せしめられた部分をも教授のように資本とみることにはたしてどれほどとりうる根拠があるのであるか。問題はこのような点にわたり当然さらに追求されなければならないはずであるが、このことは、前述のようにやはりなんらなされてないものである。そ

してこの場合にもかかる状況のもとに、このような過去の株主=非株主が企業に残存せしめられた部分も（そうでないものとともに）みられるごとく至極当然のように資本とされているのである。しかしそれにしても、いったいこれで人人をして納得せしめることができるとでもいわれるのであろうか。このことは教授みずから当然さらにただしてみるべきことと思われるが、いずれにしても上にみるところからすれば、前述のような教授の見解は、これまた当然さらにたち入ってみるべきことがそのままにおかれ、そしてそのうえに立って説かれているにすぎないものと解さざるをえないものであり、またこのことが、上述したところからみよるような考察の不備・欠陥によるものであることはやはり否定しがたいところであるといわなければならない。ことにこの後者の点は、ここでもとくに注意されるべき点としてみられなければならないであろう。

## (2) 評価替剰余金

教授のいう評価替剰余金についても論ずべきことは少なくないが、ここではつぎにみるようなとくに問題の基本的な点にかかわるものと思われる二、三の点のみをとりあげ、そしてそれについての教授の見解についてみておきたいと思う。

1 教授の場合においても、この評価替剰余金（評価替資本剰余金）としてとり扱われているのは、会計学上通常みられると同じようにいわゆる貨幣価値の変動によるものであり、またそれは資本の修正を意味するものとされていることから、その当然の結果として資本とされることとなっているものである。そして、このかぎりでは別に問題はないようにみえるが、事實は、しかし、むしろそうではない。元来、会計学上評価替剰余金なるものが問題とされる場合一般にもそうであるが、教授の場合においても、上にみるようなこの評価替剰余金なるものについてとられている見解に関連してやはりまず問題となるのは、そこで貨幣価値の変動としてとられているもの、ことにこの場合にいわれている貨幣価値なるものである。周知のように、元来この貨幣価値なるものについての人々の見解は根本的にさえ異なっている。それゆえ、この貨幣価値

なるものを問題とする場合には、それがどのようなものとしてとらえられているかを当然まず明らかにすべきはずである。しかるに会計学上では概していえばやはり一般にもそうであるが、教授の場合にもこのことは別にいうに足るような形ではやはりなんらなされてはいない。もっとも、教授が述べているところによれば、いうところの貨幣価値というのは、一種の通説としてひろく説かれているところからみられると同じように、いわゆる物価水準の変動に対応するものとしてとらえられていると解されるが(41—42頁, 224頁等参照), しかしこのような貨幣価値のとらえ方の妥当でないこと(否むしろ誤っているものであること)は容易に論証されるべきところであり、またこのことは、私自身としてもすでにやはり(別の機会に)明らかにしてきたところである<sup>24)</sup>。

ところで、上のようにみると、要するに教授の場合においても、評価替剰余金なるものをもって貨幣価値の変動によるものとしながらも、この貨幣価値の変動なるものにおいてまず問題となる貨幣価値なるものについてはけっして明確にされているとはいえないし、またこの貨幣価値として教授の見解のもとにとられていると解されるものについてみても、それはけっしてそのままとりうるものとはみられない。しかもこれらの点は、教授のいう評価替剰余金なるものについてみた場合、明らかにまず問題のあるところとしてみるべきものといわなければならないであろう。

2 ところでまた、いま上にみるところからすれば、教授が当の評価替剰余金を前述のように貨幣価値の変動によるものとする<sup>2)</sup>ことから、それを資本の修正を意味するものとしていることも、当然問題とされなければならない。ことに教授のいうこの資本の修正というのは、その前提とされている貨幣価値ひいてその変動として解されているとみられるものがすでに上述のようにまず問題のあるものであることからすれば、けっしてその本来の正しい意味におけるものとしてとらえられているものとは考えがたいものとみななければならない。ま

24) 前掲拙稿、貨幣価値変動期における固定資産再評価の問題性、資本剰余金諸項目の再吟味、等参照。

たこのことの当然の結果として、教授のいう評価替剰余金なるものは、それがそのまま教授のいうごとく資本を意味するものとは解しえないものとみることをもって、むしろ正しい理解の仕方とさえしなければならぬであろう。あるいはまたこのことは、さらに言葉をかえていえば、前述のごとき教授のいう評価替剰余金なるものは、これまた（少なくともそのままでは）けって首肯するものでないことを示しているものともみななければならぬであろう。なお教授は、上にいう資本の修正なるものを、前述のように貨幣価値の変動によるものとしているとはいえ、この点さらにより正確に言えば、教授のいうこの貨幣価値の変動というのは、じつは（そのすべてにわたるものではなく）とくにその「著しい」場合をさしているものである（41-42頁、211頁、その他）。しかし貨幣価値の変動というかぎり、それはその「著しい」場合であろうと、そうでない場合であろうと、本質的にはもちろんなら異なるものではない。それゆえ、このことも、上にみるような教授の見解に関連して、ここにやはり注意されるべき点として指摘しておく必要があるであろう。

3 さらに教授は、貨幣価値の変動による再評価差額は、本来は持分を構成する各項目に按分帰属せしめるべきものであるとしながらも<sup>25)</sup>、このような処理をすることから、債権者持分（負債）はその金額が貨幣価値変動時においても通常は固定的であるというから除外し、そして他方また、このようにして債権者持分についてはふれないままにしておくことからその総額として問題となる上にいうような（本来からいえば処理をすべき）再評価差額は、これをさらに株主持分としての拠出資本、留保利益<sup>26)</sup>に按分帰属せしめても合理的な結果は

25) 以下この3の項に述べるところにおいても、上に教授のいう貨幣価値の変動ひいてそれによる再評価差額については、上述したところからみるように、じつは教授によって解されているものではなく、別にそれぞれさらにその本来の正しい意味におけるもの（ちなみに、このようなものとして私のとるべきものとしているものについては、前掲拙稿、貨幣価値変動期における固定資産再評価の問題性、参照）が考えられた前提されなければならないが、この点ここに一括して指摘しておくこととし、以下いちいちふれないので、このようにみられたい。

26) ここにこのように留保利益としてあげられているものについては、本来からいえばこれのみでなく、当期の利益も当然さらに考えられなければならないが、ここでは、後者は一応捨象されているものとしておきたい。なお以下留保利益として問題とされているものについても、同様に解されるべきである。

えられないとみることによって、けっきよくそれはその総額を「評価替資本剰余金として一括的に計上する方が適切であると考えるべきであろう。」というようにみているのであるが(43-44頁)、しかしこの場合のこのような教授の考え方もけっして「適切」どころではなく、むしろ明らかに問題のあるものとしてみるべきものといわなければならないであろう。

ことにこの場合まず問題となるのは、債権者持分に関してとられている前述のような教授の考え方である。なるほど債権者持分についてみた場合、その金額は貨幣価値変動時においても通常は固定的であり、またそれがこのように固定的である場合には、その返済は当初の名目的な金額によればよいので、再評価差額もかかる債権者持分にはもちろん割当てる必要はない。しかし、この場合このようにして問題となる債権者持分にたいする未割当ての部分であるからといって、それは資本(資本剰余金)としてとらえうるものであるなどということはもちろんなんらいいことではない。この場合における上という名目的な金額を超える部分たる債権者持分に対応する再評価差額の部分、企業(債務者)によって——しかも一見して明らかなように——無償で取得されるものであり、それゆえそれは、企業にとってはやはり一種の無償取得剰余金を意味するものにほかならない。またそれはこのように債権者持分にかかわるものであるから、すでにみたような教授自身の見解によっても、当然利益としてとらえられるべきはずのものである。あるいは現にしばしば用いられている用語によれば、それはいわゆる債務者利潤なるものにほかならない。

しかるに、教授の場合には、前述のような債権者持分に対応する再評価差額の一部がこのように利益ことに債務者利潤としてとらえられるべきものであるというようなことはなんらかえりみられることなく、むしろ全く忘れたままにおかれているとさえいってよい。しかし、いずれにしてもいま上に述べたところからすれば、かかる債権者持分に対応する再評価差額の一部を教授のように利益とはみないでもっぱら資本としてみることは明らかに誤りであり、しかもこのことはきわめて明瞭とさえいわなければならないであろう。

他方また教授が前述のごとき教授のいう再評価差額（ただしいまここにいうこの再評価差額というのは、私見によれば、いま上に述べたような点から、その総額より債権者持分に対応する部分は除いたものによってとらえられるべきものである）を抛出資本ならびに留保利益に按分帰属せしめることをしていないことも、けっして妥当ではなく、むしろ明らかにやはり誤っているものとみななければならない。いま上にいう債権者持分に対応する部分を別とすれば、これを除いた他の再評価差額のうち、抛出資本に対応する部分はもちろん資本を意味するものとしてとらえられるべきものであるが、留保利益に対応する部分は、それがどのような性格のものであるかを多少ともたち入ってみるならばおそらく容易に考えられるように、じつは上の留保利益にたいする単なる名目的な修正差額としての意味をもつものとしてみるべきものにすぎない。しかる教授は、このような相異なる両者についても、上にいうような相違は全く無視し、そして上の後者のごとき利益の単なる名目的な修正差額までやはり資本としているのである。しかも教授がこのような利益の単なる名目的な修正差額までなぜこのように資本としているのかという点については、やはり別に説明らしい説明はなく、前述した個所でみたようなことがいわれている程度にすぎない。しかしそれはもちろん論拠というに値するものではない。そしてこれらのことは、ここで当然またさらに問われるべき至要な問題をなすものとしてさえみられなければならないであろう<sup>27)</sup>。

## VII

さて、私は、以上本稿（1—3）において、丹波教授がその著書「資本会計」で主題としている資本と利益の区別の問題（とくにその第一課題としているもの）について展開している教授の見解をとりあげ、私の疑義、異論をもたざるをえないおもな諸点についてそれぞれ吟味・批判を試みた。結果はみられるとおりで、論議の対象としたところからみると、肝腎の論点について解明らしい解

27) 上の3の項に問題とした点については、なお前掲拙稿、資本と利益の区別の基準(4)、参照。

明がなされているとは残念ながらとうていいいえない。(少なくとも私には、このようにいて別に不当とはいえないように思われる。)

ことに私は、当の資本と利益の区別の問題をとり扱うにあたり、教授がこの両者を区別する一般的基準なるものをとりあげていることはそれとして評価しながらも、この場合当然まず問題とされるべき資本の概念(ひいて利益の概念)がけっしていうに足るほど明確にされてないことを論じ、そしてこのことこそまず問題のあるところであるとした。もっとも、この点については教授は教授としての説明を行なっているが、それはむしろ明らかに問題のあるもので、けっしてそのまま首肯しうるようなものでないことはそれぞれ検討してきたところからみられるとおりである。

ところでまた、上にいうような点からみると、教授が種々の論議を費やしながらいわゆる資本と利益の限界項目の個々のものについて行なっている考察、あるいはそれによるこれらのものについての教授の主張もとうてい人々をして納得せしめうるものとなりうるものでないことはすでに容易に考えられるところであるが、事実このことは以上にみたところが示しているところであり、また事理当然の帰結とさえいわなければならないであろう。しかもそこには、みられるごとき問題とされていることからの性質上、上の叙述にみるような教授の所論における欠陥がよりあらわに現われているときえみられることは、これもまた論述の過程が示しているところである。またこれらのことは、いまここでわれわれが論議の対象としていることからいえば、要するに問題はまず前述のような教授のいう資本と利益を区別する一般的基準ことに教授の場合においても(この一般的基準なるものにおいて問題となる)資本の概念ひいて利益の概念が明確にされていないことによるものであることをまさに示しているものといつてよいが、このようにみられるかぎり、こうしたいまここにいうような問題の解決は、当然さらに上にいうような点についてそれぞれたち入ってみることによりはじめて果しうるものとみなければならないであろう。また事実本稿において論じてきたところを通じてみた場合、このようにみることをもって至当と

すべきものといわなければならないであろう。

おわりに——さて私は、以上本稿においてみられるごとく教授の所論を批判するにあたり、教授によって説かれているところについてはもちろんできるだけ理解に努めてきたけれども、誤解その他非礼にわたる点など、不注意にも犯かされているところがあるとすれば、もちろん寛恕をこわなければならない。また教授の所論にたいする私自身の批判についても、当たらないところがないかをおそれざるをえない。しかしいずれにしても、これらの点にして私の責めに帰すべきものについては、教授をはじめ同学の諸氏から忌憚のない意見・反論をよせていただければ幸いであり、よって、ここに最後にこのことをお願いして本稿を終わろうと思う。